

日本小児栄養消化器肝臓学会 利益相反(COI)委員会規則

平成 29 年 10 月 21 日

第 1 章 総 則

【名称】

第 1 条 この委員会は、日本小児栄養消化器肝臓学会倫理(COI: Conflict of Interest)委員会(以下「委員会」という。)と称する。

第 2 章 目的および活動

【目的】

第 2 条 委員会は日本小児栄養消化器肝臓学会運営委員会(以下「運営委員会」という。)のもとに、本学会における COI の取り扱い、および、倫理・医療安全業務を行う。

【活動】

第 3 条

委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) COI については、利益相反指針ならびに細則に定めるところにより、会員の COI 状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するためのマネージメントと違反に対する対応
- (2) 本学会に関する倫理・医療安全業務
- (3) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項。

第 3 章 構成および委員

【構成】

第 4 条

委員会は、次の各項に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 日本小児栄養消化器肝臓学会の正会員のうちから若干名(ただし運営委員を含むものとする)。
- (2) その他、委員会が必要と認める者。

【委員の選任】

第5条

委員は、運営委員会の議を経て、運営委員長が委嘱する。

【委員の任期】

第6条

(1) 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、継続して2期を超えることはできない。

(2) 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。(委員長および副委員長)

第7条

委員会に、委員長を置く。

(1) 委員長は、運営委員会の議を経て運営委員長が任命する。

(2) 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(3) 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。

(4) 委員会に、副委員長を置くことができる。副委員長は、原則として理事であることとし、理事会の議を経て理事長が任命する。

(5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第4章 会議

【委員会の開催、議決】

第8条

(1) 委員会の開催は委員定数の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

(2) 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決定する。

【委員以外の者の出席】

第9条

委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

【庶務】

第 10 条

委員会の庶務は、日本小児栄養消化器肝臓学会事務局において処理する。

第 5 章 補 則

【規則の変更】

第 11 条

本規則を変更する場合には、委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

附則

この規則は、平成 29 年 10 月 21 日から施行する。